

区政会議におけるご意見への対応方針

資料 3

※会議の中で出たご意見やご意見票等により会議外でいただいた主なご意見について、適宜要約して記載しています。会議内での詳細な発言内容については、議事録・議事要旨にてご確認ください。

会議内で回答した発言の補足や訂正がある場合はその旨の注釈を記載しています。

なお、局所管事業等、区役所の所管外となるご意見については記載していませんが、いただいたご意見は所管部局へ伝達しています。

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
1	R7.7.31	令和7年度第1回全体会議	鈴木委員	【ヤングケアラーについて】 ヤングケアラー相談窓口が設置されておりますが、家庭の背景を踏まえて「どこにどうつながるか」、具体的に次に進む支援の「見取り図」が示されているかは明確ではなく、支援の継続性が不透明、また外国にルートのあるヤングケアラーへの対応が明示されておらず、取り残される可能性があるのではと思いました。 家庭の背景には家族構成、介護（障がい、病気、要介護状態）、外国ルート家庭が抱える固有の課題（言語の壁・孤立感など）など多様です。 「アウトリーチを通じた自らSOSを発信できない方への支援」「要援護者への見守り体制の構築」が掲げられていますが、ヤングケアラーに特化した具体的施策、その後の支援ルートの提示がわかりませんでした。 「発見後の支援ルートの見える化」「機関間連携の明文化」「情報格差を緩和」など具体的内容を教えていただきたいです。（事後意見）	大阪市では、「事情を抱えた家族に代わり、きょうだいなどの世話や家事、労働をしている」「日本語が第一言語でない家族の世話をしている」など様々なケースのヤングケアラーのケア負担を軽減できる支援があります。 ご意見にあるとおり、複合的な課題を抱えた家庭をどのように把握し、適切な支援につなげていくのが大切だと考えます。 様々な課題を抱えた家庭を支援する関係機関は区役所、学校、介護保険事業所や障がい者福祉サービス事業所など多岐にわたります。ヤングケアラーを含め「気になる事案」として区役所へ情報が入れば、区役所で適切な部署・支援機関等へつないでいます。その後必要に応じて情報共有や、支援状況の進捗管理を行い、事案の解決を行っています。 なお、ヤングケアラーに至る前に状況を把握し対応を行っていくことも重要であるため、アウトリーチ強化を目的とした、児童生徒に一番近い関係にある教職員の理解度向上の取組みやヤングケアラー自身への啓発、市民等に対する啓発を実施しています。	保健福祉課こども教育担当